はじめに

公民館は、社会教育法に基づいて設置され、狭山市立公民館条例等で管理運営が定められている生涯学習社会の実現のための拠点となる施設です。

広く地域住民の皆さまに向け、実際生活に即する教育、学術や文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として運営されています。

これを実現するために、狭山市内の公民館では狭山市公民館基本方針と重点目標を定め、「学びの場」「創造の場」「集いの場」として、皆さまの活動の場を提供するとともに、様々な講座やイベントなどの事業を実施しています。特に、近年、人口減少と少子高齢化の急速な進行や社会格差の拡大、さらには地域社会での人のつながりの希薄化など、社会環境が大きく変化している状況です。

そこで、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むための「現代的課題」や、住みよい地域社会をつくるための「地域課題」をテーマとした講座に積極的に取り組んでいます。

また、自主的な学習グループ活動を支援し、人と人との交流やふれあいを深め「仲間づくり」を進めるとともに、学びにより培われた知識や技能を「地域づくり」「まちづくり」に活かせるよう、生涯学習の成果の活用の推進に努めています。

本書は、公民館の運営方針や事業内容、年度計画等を一冊にまとめ、公民館の事業運営について理解を深めていただき、より多くの方々に利用していただきたく制作・発行しています。巻末には附録として、入曽地域交流センターの事業も掲載しています。併せてご覧いただけたらと思います。

論語に「これを知る者はこれを好む者に如(し)かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如(し)かず」という言葉がありますが、アフターコロナを見据え、楽しく学びを深める機会をつくるとともに、一人一人が良き先人として、将来世代に良い橋渡しをするための一役を担うことができればと考えています。

そのために、これからも地域に親しまれ、愛される施設であるために、日々研鑽を重ねてまいります。

令和５年５月

狭山市公民館連絡協議会